

## **[事案 28-296] 障害給付金支払請求**

・平成 29 年 9 月 13 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

障害状態について、傷害特約における障害等級認定の変更、およびそれに伴う障害給付金の差額の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 58 年 3 月に契約した養老保険について、平成 21 年 1 月に右手を受傷したので、平成 23 年 11 月付診断書を提出し、傷害特約にもとづき障害給付金を請求したところ、傷害特約の第 6 級に該当するとして障害給付金が支払われた。

しかしながら、自分の障害状態は傷害特約の第 5 級に該当するため、第 5 級であると認定したうえで、第 6 級と第 5 級の障害給付金の差額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の障害状態は、傷害特約の約款上、第 6 級に該当するので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が書面での審理を希望したので、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、提出された診断書によると傷害特約約款における第 5 級の障害があると認めることはできず、それに伴う障害給付金差額の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。